

**秋田県産業労働部職場環境整備業務委託
企画提案競技実施要領**

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「秋田県産業労働部職場環境整備業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

2 業務内容

業 務 名	秋田県産業労働部職場環境整備業務委託
業務の仕様等	別添「秋田県産業労働部職場環境整備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
委託予定期間	契約締結の日から令和8年10月13日まで
委託額の上限	16,362,000円（消費税及び地方消費税を含む。） 〔この金額は契約時の予定価格を示すものではない〕 〔履行までに要する全ての経費を含む〕
契 約 方 法	公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加資格要件等

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加要件を全て満たす者で、かつ、秋田県知事（以下「知事」という。）から参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

（1）秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者であること
（2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
（3）民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしておらず、又は再生手続開始の申立がされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く）
（4）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしておらず、又は更生手続開始の申立がされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く）
（5）企画提案協議参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと
（6）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体に該当しないこと

(7) 十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務と同様、同規模以上の受託実績を有する者であること

4 実施スケジュール

実施要領等の公開	令和8年7月17日（金）
現地確認期間	令和8年7月27日（月）午後5時
質問受付期限	令和8年7月27日（月）午後5時
質問への県の回答	令和8年7月29日（水）
参加資格確認申請書提出期限	令和8年7月30日（木）午後5時
参加資格確認結果通知	令和8年7月31日（金）
企画提案書提出期限	令和8年8月6日（木）午後5時
審査会（プレゼンテーション）	令和8年8月17日（月）
審査結果通知	令和8年8月18日（火）（予定）
契約締結	令和8年8月25日（火）（予定）

5 現地確認の受付期間

受付期間	令和8年7月17日（金）～令和8年7月27日（月）午後5時
申込方法	事前に事務局に連絡し調整すること。
留意事項	現地確認の際に生じた質問については、他の質問と同様に実施要領等に関する質問の受付期間内に、書面により提出すること。

6 実施要領等に関する質問の受付

受付期間	令和8年7月17日（金）～令和8年7月27日（月）午後5時
質問方法	電子メールにより提出すること。 送信後、電話により受信確認を行うこと。
提出書類	実施要領等に関する質問票（様式1）
提出先	「13 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。
回答方法	令和8年7月15日（水）までに「美の国あきたネット」の「分野別－県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペ－コンペ情報」に掲載する。なお、質問者の氏名等は掲載しない。

7-1 参加資格確認申請書の提出

本企画提案協議への参加を希望する者は、次により参加資格確認申請書を提出し、参加資格の有無を確認すること。

提出期間	令和8年7月17日（金）～令和8年7月30日（木）午後5時
提出書類	・企画提案競技参加資格確認申請書（様式2） ・会社概要（様式3）

	・業務実績調書（様式４）
提出方法	電子メール（PDF 形式のデータ）により提出し、送信後に電話により受信確認を行うこと。
提出先	「１３ 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。
回答方法	令和８年７月３１日（金）までに電子メールにより結果を通知する。

７－２ 参加資格が認められない理由の請求

参加資格が認められなかった者は、知事に対して書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

提出期限	令和８年８月３日（月）午後５時まで
提出方法	事務局に電子メールで提出し、送信後に電話により受信確認を行うこと。
回答方法	請求を受理した時から７日以内に、県は説明を求めた者に対し、その理由書を電子メールにより通知する。

８ 企画提案書等の作成及び提出

企画提案競技の参加者は、仕様書等に基づく企画提案書等を事務局に提出すること。

提出期間	令和８年７月１７日（金）～令和８年８月６日（木）午後５時
提出書類	・企画提案書かがみ（様式６） ・企画提案書（様式任意） ※オフィスレイアウト案も含めること。 ・経費見積書（様式７） ・「別表 審査基準」に記載の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る加点を受ける場合は、「加点措置評価資料提出票」（様式８）に、留意条項に記載の書類を併せて提出すること。
提出方法	事務局宛てにメール送信し、送信後、到達確認の架電をすること。
提出先	「１３ 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。
留意事項	（１）企画提案書等 ・提出できる企画提案書は、１参加者１提案とする。 ・表紙・目次をつけ、ページ番号をふること。 ・提案にあたっての考え方、提案内容、スケジュール、業務実施体制（業務責任者及び従事者）を明記すること。 ・経費見積書には必要な経費を全て示すこととし、積算根拠を明らかにした見積内訳書（経費ごとの積算根拠等）を添付すること。なお、見積額が２の「委託額の上限」を上回る場合は、審査対象としない。 ・廃棄リストに基づく備品の処分費用も経費として見積もること。 （２）加点措置評価資料提出票の添付書類 ①賃金水準の向上

	i 直近及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し、又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類（任意様式又は参考様式）」 ii 「パートナーシップ構築宣言」の写し ②女性活躍の推進 i 労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し（従業員数100人以下の企業に限る） ii 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し iii 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し iv 知事表彰（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し （3）その他 ・提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しない。また、提出期限までに提出しない参加者は、辞退したものとみなす。 ・提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。 ・本企画提案協議への参加を辞退しようとする場合は、「企画提案競技参加辞退届」（様式5）を電子メールにより提出し、着信確認を行うとともに、正本を別途郵送すること。 ・企画提案書は原則として非公開とする。ただし、情報公開請求があった場合、秋田県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
--	--

9 委託候補者の選定方法等に関する事項

（1）委託候補者の選定方法

審査会を設置し、審査要領に基づき企画提案内容を審査して決定する。

（2）審査会の開催

参加者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

開催日	令和8年8月17日（月） 開催時間・場所（秋田県庁内）等の詳細は企画提案提出後に参加者宛て通知する。
-----	--

審査会では、各審査委員の評価票の点数を集計し、総合点が高い順に順位を付け、委託候補者を選定する。審査の結果は、決定後速やかに各参加者に電子メールで通知するとともに、県のホームページに掲載する。

ただし、提案された内容が、事業の目的を達成するために十分な水準に達していな

いと審査会で判断した場合には、委託候補者を選定しないこともある。

参加者多数により、プレゼンテーションの実施が困難な場合等には、企画提案書による一次審査を実施する場合がある。

(3) 苦情申し立て

参加資格の確認、委託候補者の選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない）以内に、知事に対して書面（任意様式）により申し立てをすることができる。

10 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の相手方

上記9により選定された委託候補者と契約に向けた協議を行い、県と委託候補者の双方合意のもとで単独随意契約を締結する。

(3) 企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務契約時の仕様書の一部として取り扱うものとする。契約の締結に当たっては、審査会における意見を踏まえ、委託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案書の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合がある。その場合は、委託額の上限以内で委託契約額を協議により別途決定する。

(4) 契約保証金

本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号、以下「規則」という。）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除する。

なお、受託者が納付した契約保証金は、規則第179条の規定により還付する。

(5) 再委託

受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。なお、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、その内容について事前に県に書面で提出し、承認を得るものとする。

(6) 委託料の支払条件

完了払いとする。

(7) 企画提案競技及び契約の不成立等

上記9により選定された委託候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すことができる。また、契約後に参加資格要件を欠くことが判明した場合には、県は契約を解除することができるものとする。

(8) 再公募

委託候補者との契約締結に至らなかった場合には、再度、企画提案競技を実施する

ことがある。

1 1 参加資格の喪失及び辞退

参加者が次に該当する場合は参加資格を失う。また、参加資格の確認後に参加を辞退する場合は、速やかに企画提案競技参加辞退届（様式6）を事務局に提出すること。

- （1）3の参加資格要件等を満たさなくなった場合
- （2）提出書類等に虚偽の記載があった場合
- （3）審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- （4）参加者が契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- （5）その他、9の審査会が失格と認めた場合

1 2 公正な企画提案競技の確保

- （1）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （2）参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- （3）参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- （4）参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

1 3 書類の提出及び問い合わせ先

（1）事務局

秋田県産業労働部 産業政策課 企画チーム

住 所 〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1

電 話 018-860-2214

FAX 018-860-3887

メールアドレス sansei@pref.akita.lg.jp

（2）企画提案競技に関する説明会及び書類の交付

- ・ 説明会は開催しない。
- ・ 応募に必要な書類は、秋田県公式ホームページ「美の国あきたネット」の「分野別－県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペ－コンペ情報」に掲載する。